

## 建設工事請負契約書第25条第5項の運用拡充について

当市発注の建設工事における建設工事請負契約書第25条第5項の規定(以下「単品スライド条項」という。)については、「建設工事請負契約書第25条第5項の運用について(平成20年7月11日付け松契第000001号)」(以下、「運用基準」という。)により運用しているところであるが、「鋼材類」及び「燃料油」以外の資材についても価格の著しい変動が認められる場合があるため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充する。

### 記

#### 1. 主要な工事材料の拡充

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において、鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料に価格の著しい変動が認められる場合には、運用基準に基づき、鋼材類にかかる単品スライド条項を適用する場合の取り扱いに準じて、当該工事材料についても単品スライド条項を適用できるものとする。

この場合において、当該工事材料の価格変動の要因について十分に把握をするものとし、その要因が明らかなものについて、別表-1に掲げる各品目ごとに算定した当該工事にかかる変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

#### 2. 対象品目の申請

単品スライド条項の適用を請求するにあたっては、「物価変動に基づく請負代金額の変更について(請求)」(様式第1号)に請求する品目、材料名、規格、数量等を明示し行うものとする。

この場合において、単品スライド請求材料一覧表(別紙-1)により品目、材料名の明示にすることができる。

### 附 則

1. この運用は、平成20年10月17日から施行し、適用するものとする。

2 . 工期の末日がこの運用の施行日以降で平成 2 1 年 1 月 3 1 日以前である工事において、「鋼材類」及び「燃料油」以外の主要な工事材料に対する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求は、当該請求の際に残工期が 2 月未満であっても、工期満了前であって、かつ平成 2 0 年 1 2 月 1 日までの場合は、これを行うことができるものとする。

平成 年 月 日

松 阪 市 長

受注者

商号又は名称

代表者氏名

印

物価変動に基づく請負代金額の変更について（請求）

現在、施工中の下記工事について、主要な資材の物価変動が著しいため、建設  
工事請負契約書第25条第5項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求します。

（なお、同条第7項の規定に基づく協議に要する日数分の工期延長に同意します）

（ ）内は、運用適用の日から工期満了の日が21日以内の場合の当面の措置とする。

記

1. 工 事 名

2. 請負代金額 円

3. 工 期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

4. 請求の品目